

東京都中央区日本橋浜町 2-31-1
浜町センタービル 18F
日本コンピューター・センター株式会社

第 8 条（紹介手数料の返還）

候補者が甲に入社後、明らかに当該候補者の責により解雇されるに至った場合、または当該候補者が自己都合によって退職した場合は、乙は前条に基づき甲から受領した当該候補者の紹介手数料の一部を以下のとおり甲に返金するものとする。但し、退職が当該候補者に対する処遇その他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と異なることに起因する場合または甲の法令違反行為に起因する場合等、甲の責に帰すべき事由がある場合はこの限りではない。

- 1) 入社後 1 ヶ月未満：紹介手数料の 80%
 - 2) 入社後 1 ヶ月以上 3 ヶ月未満：紹介手数料の 50%
 - 3) 入社後 3 ヶ月以上 6 ヶ月未満：紹介手数料の 10%
 - 4) 入社後 6 ヶ月以上：返金なし
2. 乙は、前項に定める返金以外には、甲に対していかなる返金・賠償の責を負わないものとする。